株 主 各 位

(証券コード 3845) (発送日)2023年6月12日 (電子提供措置開始日)2023年6月5日

東京都新宿区新宿二丁目1番11号株式会社アイフリークモバイル代表取締役社長 上原 彩美

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.i-freek.co.jp/

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料室」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証) のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アイフリークモバイル」又は「コード」に当社証券コード「3845」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、「インターネット」又は「書面(議決権行使書用紙を郵送)」によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日(月)午後6時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

1. 開催日時 2023年6月27日(火曜日)午前10時

(受付開始は午前9時30分を予定しております。)

2. 開催場所東京都新宿区西新宿七丁月2番4号

新宿喜楓ビル 5階 AP西新宿 ROOM C ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いた

だき、お間違いのないようにお越しください。

3. 目 的 事 項

報告事項

第23期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の意思表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 会社法改正により、電子提供措置事項について、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載の事項につきましては、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類の一部です。

以上

[◎] 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[◎] 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し 上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年 **6**月**27**日(火曜日) **午前10時**(受付開始予定:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、ご返送ください。

※ご返送の際には、保護シールをご 貼付ください。

行使期限

2023年6月26日 (月曜日) 午後6時30分到着分まで



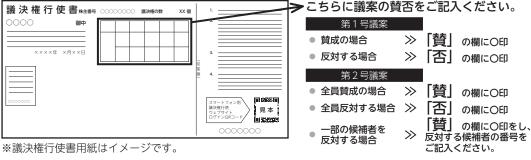
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日 (月曜日) 午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議 決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って ください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

3 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合 は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時~午後9時)

事 業 報 告

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

- (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進み、景気回復の兆しが見られたものの、ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源・原材料価格の高騰や、外国為替相場での急激な円安ドル高による影響が国内において顕在化したことも加わり、経済情勢の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、在宅勤務やWEB会議といった新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みを継続しながら、軸となるコンテンツ事業とコンテンツクリエイターサービス(CCS)事業の二つの事業活動の推進に努め、外部企業との提携による新たな事業機会の創出にも取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は2,605,010千円(前連結会計年度比0.8%減)、営業利益は84,492千円(前連結会計年度比47.9%減)、経常利益は150,055千円(前連結会計年度比42.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は148,604千円(前連結会計年度比41.3%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<コンテンツ事業>

コンテンツ事業では、「森のえほん館」においての新しい絵本の定期的なリリースに加え、Jリーグサッカークラブ「ジュビロ磐田」とのコラボレーション絵本の配信や、知育アプリ「九九のトライ」や「はじめてのきせかえ」のリニューアルなど、様々な施策に取り組んでまいりました。

また、ICT教育の需要に対応するために、有信アクロス株式会社がフランチャイズ展開する障がい児向けの放課後等デイサービスにおいて、当社グループの知育アプリを搭載したタブレットのレンタル事業「知育アプリ提供サービス」を開始いたしました。

さらに、メタバースをはじめとする VR や AR・MR 技術を包括する「XR 領域」で活躍するアーティスト/クリエイターの創出は当社グループが取り組むべき重要な課題であると認識しております。そのため、CREPOSクリエイターがXR領域においてより一層のスキルアップを図り、活躍の場を広げることを目的として、XRクリエイターの発掘・育成を支援する株式会社Psychic VR Labと連携し、XR領域におけるオンラインスクール「NEWVIEW SCHOOL ONLINE」をCREPOSクリエイター向けに特別価格で提供する取り組みを実施いたしました。

Challet (チャレット) 事業では、企業向けサービスであるChallet for businessの機能改善、拡充に力を入れております。

これらの結果、コンテンツ事業の売上高は273,745千円(前連結会計年度比9.1%減)、セグメント利益は8,080千円(前連結会計年度比90.7%減)となりました。

<コンテンツクリエイターサービス (CCS) 事業>

CCS事業では、ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源・原材料価格の高騰や、外国為替相場での急激な円安ドル高による影響が国内において顕在化したことも加わり、先行きは依然として不透明な状況は継続するものの、緩やかな経済活動の持ち直し及びコロナ禍によるDX化の推進等により、受注状態は好調であることから、稼働率は比較的高い水準で推移いたしました。

また、IT技術者に対する人材確保のニーズは引き続き増加傾向であり、かかるニーズに対応するため、ITに関する人的リソースを豊富に擁し、ビッグデータ、AI、RPA等の先端技術分野における多くのノウハウを保有する株式会社グランディール、株式会社グランソル及び株式会社グランデュオより事業の一部譲受を実施いたしました。

これらの結果、CCS事業の売上高は2,331,264千円(前連結会計年度比0.2%増)、セグメント利益は333,240千円(前連結会計年度比1.0%増)となりました。

(注) 製品名及びサービス名は商標又は登録商標です。

当社の経営理念を基にした電子絵本「つたわる つながる ひろがる」を、当社子会社の株式会社アイフリークスマイルズが運営する絵本読み放題アプリ「森のえほん館」にて配信しております。親子向けYouTubeチャンネル「Popo Kids (ポポキッズ)」では、こちらの絵本の読み聞かせ動画を配信中です。下記QRコードより、ぜひご覧ください。



(注) QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は5,798千円となりました。その主な内容は、社内ネットワーク設備やパソコン等事務機器の購入による工具、器具及び備品の増加であります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 当社は、当連結会計年度におきまして、株式会社グランディール、株式会社グランソ ル及び株式会社グランデュオから事業の一部を譲り受けました。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ② 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | | 第20期 (2020年3月期) | 第21期 (2021年3月期) | 第22期 (2022年3月期) | 第23期 (2023年3月期) |
|---|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 | 高 (千円) | 1,666,492 | 3,090,952 | 2,627,011 | 2,605,010 |
| 経 常 利 益 又 経 常 損 失 (△ | は) (千円) | △209,455 | 13,364 | 259,597 | 150,055 |
| 親会社株主に帰属する当 純利益又は親会社株主に 属する当期純損失 (△ | 帰 (千円) | △214,941 | △73,312 | 252,959 | 148,604 |
| 1株当たり当期純利益又 1株当たり当期純損失(| | △13.20 | △4.25 | 14.37 | 8.33 |
| 総資 | 産(千円) | 1,147,232 | 1,091,328 | 1,174,200 | 1,195,154 |
| 純 資 | 産(千円) | 383,964 | 429,019 | 728,293 | 826,264 |
| 1 株当たり純資 | 産(円) | 22.24 | 24.08 | 40.65 | 45.98 |

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
 - 2. 1 株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失及び1 株当たり純資産の銭単位未満は 四捨五入して表示しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第22期 から適用しており、第22期及び当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準 等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| | 区 | 分 | | 第20期 (2020年3月期) | 第21期 (2021年3月期) | 第22期 (2022年3月期) | 第23期 (2023年3月期) |
|-----|-------------------------|------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 | 上 | 高 | (千円) | 881,713 | 1,226,842 | 1,813,730 | 1,953,071 |
| | 常利益常損失(| 又 は △) | (千円) | △219,407 | 48,568 | 186,214 | 142,022 |
| 当期 | | 又 は | (千円) | △198,103 | △39,713 | 190,175 | 145,068 |
| | 当たり当期純利益 た り 当 期 純 損 | | (円) | △12.14 | △2.29 | 10.81 | 8.13 |
| 総 | 資 | 産 | (千円) | 628,623 | 819,031 | 1,039,263 | 1,076,565 |
| 純 | 資 | 産 | (千円) | 357,891 | 420,708 | 657,198 | 751,635 |
| 1 棋 | ま当たり純 | 資 産 | (円) | 20.58 | 23.60 | 36.67 | 41.80 |

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産の銭単位未満は 四捨五入して表示しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期から適用しており、第22期及び当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議 決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------|----------|--------------|------------------|
| 株式会社アイフリークスマイルズ | 24,900千円 | 100% | コンテンツ事業 CCS事業 |

(4) 対処すべき課題

当社グループは、モバイルコンテンツや電子絵本サービスを提供する「コンテンツ事業」、ウェブコンテンツ制作やシステム開発の受託事業及び派遣事業を行う「コンテンツクリエイターサービス事業」の2事業において、各種サービスを展開してまいりました。それぞれの事業を基に当社グループが営業利益を確保するために、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

<コンテンツ事業>

① コンテンツユーザー数の拡大と継続利用促進

コンテンツ事業が持続的に成長するためには、サービスの認知度を高め、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していく必要があります。このことから、当社グループは、継続的かつ効果的な広告宣伝を実施するとともに、サービスの利用促進に繋がるさまざまな施策を展開することでユーザー数の拡大に努めてまいります。また、既存ユーザーに対してもそのコンテンツ力を高め、ユーザビリティ等質の高いサービスを提供することにより、サービスの利用率向上を図ってまいります。

② デジタルコンテンツ資産の有効活用

当社グループは、これまでのモバイルコンテンツの運営を通じて、当社グループがライセンスを保有する質の高いデジタルコンテンツを確保してまいりました。今後は、これらのコンテンツ資産を、当社グループの事業に有効活用することが重要であると認識しております。

③ 顧客満足度の向上

当社グループのカスタマーサポートは、ユーザー一人一人の声を聴き、継続して利用していただくための接点として、日々お客様のニーズを吸い上げております。その対応を一層充実、強化するため、当社グループでは広報IR部門と事業部との連携強化を進め、ユーザー一人一人のニーズを当社グループ全体で解決していける体制を整えてまいります。

④ 新技術への対応

モバイルコンテンツ業界においては、技術革新が絶え間なく行われております。当社 グループは、これまでも、スマートフォン、タブレットのサービスにおける新技術に先 進的に対応してまいりましたが、今後も、新たなサービスが今まで以上に普及する際に は更なる技術への対応が求められます。そのため、今後も先進的な技術への対応を進め てまいります。

⑤ システムの安定的な稼動

当社グループのサービスは、通信回線を活用した事業を展開しており、ユーザーへのサービス提供においては、安定的にシステムを運用していくことが重要であり、不具合等が発生した際には、迅速に対応する必要があると認識しております。

<コンテンツクリエイターサービス(CCS)事業>

① 人材の確保及びサポート体制の充実

労働人口の減少が進行する中、クリエイタースタッフの確保が重要であり、業務上必要とされるクリエイタースタッフの雇用ができない場合、円滑なサービスの提供や積極的な受注活動が阻害され、業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、継続的にクリエイタースタッフの募集・採用を図り、コミュニケーションも強化することで、クリエイタースタッフの満足度を高める制度・体制の整備を続け、クリエイタースタッフの定着率の更なる向上を図ってまいります。

② 営業体制の強化

CCS事業の継続的な成長には、既存取引関係の維持強化とあわせ、顧客の新たなニーズを引き出して常に新しい案件を開拓し続ける必要があります。そのため、取引先への迅速な対応ができる営業体制の強化を推進し、新規顧客開拓の強化などによる受注量の拡大を図り、顧客満足度の向上に努めてまいります。

③ 技術力の強化

当社グループは、クリエイタースタッフの技術力を向上させることが企業価値の源泉であると認識しております。そのため、クリエイタースタッフに対する入社研修、その後の定期研修を実施しております。また、研修内容を充実させることにより、クリエイタースタッフのキャリアチェンジを可能にし、多様化する顧客ニーズにあったサービス提供を図ってまいります。

④ 機密情報及び個人情報の漏洩の危険について

当社グループは、業務遂行において顧客企業の機密性の高い情報に触れる機会があるため、各種情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用失墜等により当社グループ業績に影響を与える可能性があります。そのため、情報セキュリティ規程を定め、適正な情報管理を行うための体制を整え、全社員を対象とした教育・研修を継続的に実施することにより、情報管理レベルの向上に努めております。

(5) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

「コンテンツ事業」は、スマートフォン向けコンテンツの企画開発・配信を行っており、「コンテンツクリエイターサービス (CCS) 事業」は、ウェブコンテンツ制作やシステム開発の受託事業及び派遣事業を行っております。

- (6)企業集団の主要な拠点等(2023年3月31日現在)
- ① 当社

| 本 | | | | | 店 | 東京都新宿区 |
|---|---|---|---|---|---|--------|
| 御 | 苑 | 才 | フ | 1 | ス | 東京都新宿区 |

② 子会社

| | 本 店:東京都新宿区 |
|---------------------|---------------|
| 株式会社アイフリークスマイルズ | 御苑オフィス:東京都新宿区 |

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事 | 業 | 区 | 分 | 使 | 用 | 人 | 数 |
|-----|-------|--------|-------|---|-------|-----|---|
| | ン テ | ンッ | 事 業 | | 16名(| (0) | |
| コン・ | テンツクリ | エイターサー | -ビス事業 | | 547名(| (0) | |
| 全 | 社 | 共 | 通 | | 12名(| (5) | |
| 合 | | | 計 | | 575名(| (5) | |

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 全社共通として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前期末増減比 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 439名 | 19名増 | 30.4歳 | 2.8年 |

- (注) 使用人数は従業員数であり、臨時使用人(派遣社員、パート、アルバイト)及び当社から他社への 出向者は含んでおりません。
- (8) 主要な借入先の状況(2023年3月31日現在) 当社グループの主な当期末における借入先は、次のとおりであります。

| | 借 | 入 | 先 | 借 | 入 | 額 |
|------|----------------------------|----|---|---|---|----------------------------------|
| 株式会社 | 社三井住友銀 吐きらぼし銀 吐西日本シテ | .行 | | | | 千円 40,000 40,000 24,940 |

- (注) 借入額は、長期借入金の残高であります。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

36,336,000株

(2) 発行済株式の総数

17,839,641株

(3) 株主数

4,928名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|-----------------|-----------|-------|
| | 株 | % |
| 永田 浩一 | 3,211,335 | 18.00 |
| 株式会社ヴァスダックキャピタル | 592,000 | 3.32 |
| 長谷川 聡 | 438,159 | 2.46 |
| 上原 彩美 | 275,507 | 1.54 |
| 外池 栄一郎 | 230,000 | 1.29 |
| 松本 真也 | 222,300 | 1.25 |
| 山下 博 | 207,100 | 1.16 |
| 日本証券金融株式会社 | 201,900 | 1.13 |
| 吉川雅之 | 193,218 | 1.08 |
| 永田 仁美 | 186,881 | 1.05 |

(5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株 予約権等の内容の概要

第17回新株予約権

| 決議年月日 | 2022年7月1日 |
|--|---|
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役(社外取締役を除く) 3名 社外取締役 1名 |
| 新株予約権の数(個)(注1) | 取締役(社外取締役を除く) 497個 社外取締役 71個 監査役 0個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種 類、内容及び数(株)(注1) | 普通株式 取締役(社外取締役を除く) 49,700株(注 2) 社外取締役 7,100株(注2) 監査役 0株(注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円) (注1) | 153円 (注3) |
| 新株予約権の行使期間(注1) | 自 2024年7月2日 至 2032年7月1日 |
| 新株予約権の行使により株式を発 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額(円)(注1) | 発行価格 216.77円 資本組入額 108.39円 (注4) |
| 新株予約権の行使の条件(注1) | (注5) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 (注1) | (注6) |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注1) | (注7) |

- (注) 1. 監査役には新株予約権を付与しておりません。
 - 2. 当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式 数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない 新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じた1株未満の端数について は、これを切り捨てるものとする。

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

また、新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分 (新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

調整後
行使価額調整前
行使価額既発行株式数 +新規発行株式数×1株当たりの払込金額
新規発行前の1株当たりの時価転発行株式数 +新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替える。

さらに、新株予約権の割当日後に、当社が他の会社と合併等を行う場合、株式の無償割当てを 行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内 で行使価額を調整するものとする。

- 4. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載 の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5. ①新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、当該割当てを受けた者の相続人は当該新株予約権を行使はできない。
 - ③新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過する こととなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④その他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社 と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
- 6. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- □ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、「注2」に準じて決定する。
- 二 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘 案の上、調整した再編後の行使金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的であ る株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間 上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発 生日のうちいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権を行使することができる期間の 満了日までとする。
- へ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

「注4」に準じて決定する。

- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- チ 新株予約権の行使の条件 「注5」に準じて決定する。
- リ 再編対象会社による新株予約権の取得条項 第17回新株予約権発行要項における「新株予約権の取得事由および条件」に準じて決定する。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予 約権等の内容の概要

第17回新株予約権

| 決議年月日 | 2022年7月1日 |
|---|---|
| 付与対象者の区分及び人数 (名) | 当社の使用人 6名 子会社の役員及び使用人 3名 |
| 新株予約権の数(個)(注1) | 当社の使用人 426個 子会社の役員及び使用人 213個 |
| 新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)(注 1) | 普通株式 当社の使用人 42,600株 (注 2) 子会社の役員及び使用人 21,300株 (注 2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円) (注1) | 153円 (注3) |
| 新株予約権の行使期間 (注1) | 自 2024年7月2日 至 2032年7月1日 |
| #U 71/4 / A / H - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円) (注1) | 発行価格 |
| 発行する場合の株式の発行価格 | 資本組入額 108.39円 |
| 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)(注1) 新株予約権の行使の条件(注 | 資本組入額 108.39円 (注4) |

- (注) 1. 第17回新株予約権の発行時(2022年7月4日)における内容を記載しております。
 - 2. 当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じた1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

また、新株予約権割当後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替える。

さらに、新株予約権の割当日後に、当社が他の会社と合併等を行う場合、株式の無償割当てを 行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内 で行使価額を調整するものとする。

- 4. ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満 の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載 の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5. ①新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、当該割当てを受けた者の相続人は当該新株予約権を行使はできない。
 - ③新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過する こととなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④その他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社 と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
- 6. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- 7. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- □ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、「注 2 」に準じて決定する。
- 二 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘 案の上、調整した再編後の行使金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的であ る株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間 上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発 生日のうちいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権を行使することができる期間の 満了日までとする。
- へ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

「注4」に準じて決定する。

- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- チ 新株予約権の行使の条件 「注5」に準じて決定する。
- リ 再編対象会社による新株予約権の取得条項 第17回新株予約権発行要項における「新株予約権の取得事由および条件」に準じて決定する。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2023年3月31日現在)

| 地 | | 位 | 氏 名 | | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----|-------|-----|-------------------------|-----|---|
| 代表 | 取締役 | 社長 | 上原彩 | ŧ | ㈱アイフリークスマイルズ 代表取締役社長 |
| 取 | 締 | 役 | 吉田邦目 | 5 | コンテンツクリエイターサービス事業部長 チャレット部長 (株)ヴァスダックペイメントシステム 取締役 (株)セキュアイノベーション 取締役 (株)セキュアサスティーン 取締役 (株)V SECURE 取締役 (株)ウェアラブル 取締役 (株)セキュアインフラストラクチャー 取締役 |
| 取 | 締 | 役 | 五十嵐雅 <i>)</i> | | 経営企画室長 広報・IR室長 事業企画室長 |
| 取 | 締 | 役 | 鴇 崎 俊 七 | Ь | テクタイト(株) 取締役 テクタイトフード&サービス(株) 取締役社長 双葉通信機(株) 代表取締役社長 (株)ビースタイルホールディングス 社外監 査役 |
| 取 | 締 | 役 | 田村幸瓜 | 7 | (株)モスペン研究所 代表取締役 アンドロボティクス(株) 代表取締役 (株)ロボットセキュリティポリス 取締役 |
| 常 茧 | 助 監 直 | 查 役 | 溝田吉富 | 2 | ㈱アイフリークスマイルズ 監査役 |
| 監 | 查 | 役 | 神谷善 | | 公認会計士、税理士 Cenxus Advisory㈱ 代表取締役 監査法人東海会計社 代表社員 Cenxus税理士法人 代表社員 |
| 監 | 查 | 役 | 櫻井光區 | 汝 📗 | 弁護士 桜丘法律事務所 代表弁護士 一般社団法人士業適正公告推進協議会 代 表理事 |

- (注) 1. 取締役 鴇崎 俊也氏、田村 幸広氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 溝田 吉記氏、神谷 善昌氏、櫻井 光政氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役 神谷 善昌氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 取締役 鴇崎 俊也氏は、2022年5月31日付で株式会社フィールドサーブジャパンの取締役を辞任しております。
 - 5. 当社は、取締役 鴇崎 俊也氏、田村 幸広氏、監査役 溝田 吉記氏、神谷 善昌氏、櫻井 光政氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 当社は、全取締役及び全監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負う事または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び各監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が締結した責任限定契約における内容の概要は、当該役員が、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとするものであります。なお、当社は、社外取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 却删练办伙痘 | 報酬等 | 等の種類別の総額 | 〔千円) | 支給人員 | |
|----------------------|-----------------------|------------------------|----------|--------------------|------------|--|
| | 報酬等の総額 | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 | 又和人貝 | |
| 取締役 (うち社外 取締役) | 47,225千円 (6,227千円) | 45,867千円 (6,057千円) | - | 1,358千円 (169千円) | 5名 (2名) | |
| 監査役 (うち社外 監査役) | 9,542千円 (9,542千円) | 9,542千円 (9,542千円) | - | - | 3名 (3名) | |
| 計 (うち社外 役員) | 56,768千円 (15,769千円) | 55,410千円 (15,600千円) | - | 1,358千円 (169千円) | 8名 (5名) | |

- (注) 1. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の基本報酬について、基本報酬の内容の決定方法及び決定された基本報酬の内容が後述「②オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
 - 2. 2006年6月30日開催の第6期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額170,000千円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は2名です。また、上記の報酬枠とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関す
 - また、上記の報酬枠とは別枠で、ストックオブションとして割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第8期定時株主総会において、年額20,000千円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
 - 3. 非金銭報酬の内容は当社のストックオプションであり、付与の際の条件等は「②ウ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

ア. 基本方針

取締役の報酬額については、会社の規模、業績を考慮し、取締役の職位及び職責等に応じて固定金銭報酬である基本報酬と中長期的インセンティブとしての非金銭報酬としてのストックオプションにより構成しております。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、会社の規模、業績を考慮した各人の役職及び職責等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。

ウ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬としてストックオプションを付与する場合があります。付与数は職位及び職責等に応じて決定するものとしております。

エ. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に 関する方針

中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有 し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合とな ることを方針としております。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。各取締役に支給する固定金銭報酬である基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、報酬諮問会を任意の組織として設置し、報酬に関する社会的動向、当社の業績その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を鑑み、取締役の職位及び職責を勘案の上、取締役会の同意を得て決定しております。

当事業年度における各取締役の基本報酬については、取締役会は、代表取締役社長である上原 彩美氏に対し、各取締役に支給する基本報酬における具体的内容の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鴇崎 俊也氏は、株式会社フィールドサーブジャパンの取締役でありました。また、同氏は、テクタイト株式会社の取締役であり、テクタイトフード&サービス株式会社の取締役社長、双葉通信機株式会社の代表取締役社長、株式会社ビースタイルホールディングスの社外監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

取締役 田村 幸広氏は、株式会社モスペン研究所及びアンドロボティクス株式会社の代表取締役であり、株式会社ロボットセキュリティポリスの取締役であります。兼職先であるアンドロボティクス株式会社と当社との間には定常的な取引関係があります。

監査役 溝田 吉記氏は、当社子会社である株式会社アイフリークスマイルズの監査 役であります。

監査役 神谷 善昌氏は、Cenxus Advisory株式会社の代表取締役であり、監査法人 東海会計社、Cenxus税理士法人の代表社員であります。各兼職先と当社との間に特別 な関係はありません。

監査役 櫻井 光政氏は、桜丘法律事務所の代表弁護士であり、一般社団法人士業適正広告推進協議会の代表理事であります。兼職先である桜丘法律事務所と当社との間には、訴訟追行等に関する取引関係がありました。

②当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏 名 | 出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|-------|--|
| 取締役 | 鴇崎 俊也 | 当事業年度に開催された取締役会の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に上場企業が抱える経営課題について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 田村 幸広 | 2022年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に上場企業が抱える経営課題について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 | 溝田 吉記 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、 いずれにおいても経営者としての観点及び高い見識に基づき発言 を行っております。 |
| 監査役 | 神谷善昌 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、 公認会計士・税理士として会計及び税務における高度な専門的知 識と豊富な経験から、重要な会計・税務の処理について発言を行っております。 |
| 監査役 | 櫻井 光政 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、 いずれにおいても主に弁護士としての専門的見地から、法律上検 討を要する点を中心に、当社の「コンプライアンス体制の構築・ 維持」について発言を行っております。 |

- (注)上記の取締役会開催のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。
 - ③上記記載内容に関する社外役員の意見 該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 監査法人アヴァンティア
- (2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 30,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額 | 30,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本公認会計士協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、 監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査 人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループは、取締役及び従業員が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス行動規範を制定し、当社グループの役員及び従業員にコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図り、法令、定款及び社会倫理規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - 2) 代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設け、内部監査室が内部監査を定期的に実施することで、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証し、代表取締役社長に報告を行い、代表取締役社長は改善の指示を行う。
 - 3) 当社グループは、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な対応のため、内部通報体制を整備、運用を行う。
 - 4) 監査役は、法令遵守体制及び内部通報体制の整備又は運用状況に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 法令及び文書管理規程等に従い、取締役及び従業員の職務に関する情報を文書化 (電磁的記録を含む。) し、保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役は、常時 これらの文書を閲覧できるものとする。
 - 2) 個人情報については、個人情報保護規程を制定して、法令及び個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社グループでは、損失の危険の管理として、内部監査規程を制定し、内部監査室は、内部監査規程に基づき、リスクマップ及び内部統制の重要性に応じて、内部監査方針並びに監査実施計画を立案し、代表取締役社長の承認のもと監査を実施する。内部監査室の監査により法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事実が発見された場合には、直ちに発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について代表取締役社長に報告する。

- 2) 当社グループでは、自然災害、事故、犯罪、その他経営に関わる重要な事実に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程に基づき、迅速な対応を行い、被害の拡大を防止する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標及び年間予算を決定し、その経営目標を各部門に配分し、その達成状況を定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。
 - 2) 定例の取締役会を原則月1回以上開催し、月次決算報告及び予算実績対比報告を行い、併せて重要事項の決定を行う。また、必要に応じて適時、臨時取締役会も開催し、機動的な意思決定を行う。
 - 3) 業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程、稟議決裁規程等を策定し、各人の責任と権限を明確にしている。
 - 4) 職務執行の機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- ⑤ 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、グループ各社にも適用される「コンプライアンス行動規範」を定め、企業倫理及び法令遵守体制の浸透・定着を図る。
 - 2) グループ各社の経営については、グループ各社の代表者を集め、当社方針を伝達するとともに、取締役会や経営会議において、定期的にグループ各社の経営状況や業務の適正が確保されていることを確認する。なお、各社の自主性を尊重する一方で、適正かつ効率的なグループ経営を実践するため、一定の重要事項について当社への報告・承認を求める等、関係会社管理規程に従い、管理・監督を行う。
 - 3) 内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役、監査役、執行役員及び監査対象の組織責任者に結果報告するとともに、その概要を定期的に取締役会へ報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対 する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。なお、監査役補助を兼任する従業員は、監査役の職務を優先するものとする。
 - 2) 監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役 会の事前の同意を得るものとする。

- ② 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役及び従業員は、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況その他監査役が報告すべきものと定めた事項を遅滞、遺漏なく報告する。
 - 2) 常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び従業員から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。
 - 3) 当社グループは、監査役への報告及び内部通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役は取締役会を始めとした当社の重要な会議に出席し、取締役会の職務遂行に対して監査を行い、稟議書その他業務遂行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して個別に説明を求めることができる。
 - 2) 監査役は代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で必要に応じ意見交換を行い、また、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 3) 監査役の職務執行について生じる費用については予算化し、その他、監査役が、職務の執行に関して生ずる費用等の前払又は償還を請求した場合は、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに応じるものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - 1) 基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引 関係等一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。
 - 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況として、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察等の外部専門機関との連携を強化して、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行う。
- ⑩ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社グループは、財務報告における記載内容の適正性を確保するため、代表取締役 社長の指示の下、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制を整備し、運 用する体制構築を行う。また、取締役会は、内部統制の整備及び運用に対して監督責 任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

[内部統制システムに関する基本方針] に基づき、次のとおり運用しております。

- ・取締役会を定期開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ・監査役会を適時開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。
- ・内部監査を実施し、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合すること を確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行 われていることを検証いたしました。
- ・重要文書については、法令及び社内規程に基づき主管部署において適切に保存・管理されていました。
- ・関係会社管理規程に基づき、グループ会社毎に主管部署を定め、当該主管部署を通じて適切かつ実効的なグループ会社管理が行われていました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

| 科目 | 金 | 額 | | | 科 | | 目 | | | 金 | 額 |
|-------------|-----|-----------|----|------|--------|----------|----------|---------|----|---|-----------|
| 資 産 | o o | 部 | | | 負 | | 債 | | (| တ | 部 |
| 流 動 資 産 | | 1,134,668 | 流 | | 動 | 負 | 1 | 責 | | | 288,541 |
| 現 金 及 び 預 | 金 | 676,443 | | 買 | | 扫 | 卦 | | 金 | | 16,706 |
| 売掛 | 金 | 410,693 | | 1 4 | 主内诟 | 落子: | 官の長期 | 卸供 7 | (全 | | 27,801 |
| 性 掛 | = | 421 | | | T 1)22 | | | V) 10 / | | | |
| 前 払 費 | 用 | 33,079 | | 未 | | 拉 | 4 | | 金 | | 34,694 |
| 未 収 入 | 金 | 4,730 | | 未 | | 払 | 費 | | 用 | | 141,812 |
| 未収還付法人税 | 等 | 7,398 | | 未 | 払 | 法 | 人 | 税 | 等 | | 4,241 |
| 短 期 貸 付 | 金 | 11,791 | | 未 | 払 | 消 | 費 | 税 | 等 | | 28,673 |
| その | 他 | 3,689 | | | JA | | | 176 | | | |
| 貸 倒 引 当 | 金 | △13,579 | | 預 | | V |) | | 金 | | 34,203 |
| 固定資産 | | 60,485 | | そ | | 0 | D | | 他 | | 408 |
| 有 形 固 定 資 産 | | 11,437 | 固 | | 定 | 負 | 1 | 責 | | | 80,348 |
| 建物及び構築 | 物 | 7,115 | | 長 | 期 | 1 信 | ± . | λ | 金 | | 77,139 |
| 工具、器具及び備 | 品 | 4,322 | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | | 40,159 | | 資 | 産 | 除 | 去 | 債 | 務 | | 3,209 |
| ソフトウェ | ア | 1,285 | 負 | | 債 | | 合 | | 計 | | 368,889 |
| 0 h | h | 38,874 | | | 純 | j | 資 | 産 | | Ø | 部 |
| 投資その他の資産 | | 8,888 | 株 | | 主 | | | —— 本 | | | 820,278 |
| 投資有価証 | 券 | 150 | "" | 5207 | _ | | | | ^ | | |
| 敷 | 金 | 8,302 | | 資 | | Z | 4 | | 金 | | 10,000 |
| 破産更生債権 | 等 | 43,397 | | 資 | 本 | 乗 | 1 | 余 | 金 | | 461,893 |
| 長期貸付 | 金 | 13,756 | | 利 | 益 | 東 | 1 | 余 | 金 | | 348,385 |
| 長期 未収入 | 金 | 2,783 | 新 | 杉 | ŧ - | 予 | 約 | 権 | | | 5,986 |
| そ の 登 | 金 | 435 | | | | | | | ≞⊥ | | |
| 貸 倒 引 当 | _ | △59,936 | 純 | | 資 | 産 | | | 計 | | 826,264 |
| 資 産 合 | 計 | 1,195,154 | 負 | 債 | 及て | グ純 | 資産 | 合 | 計 | | 1,195,154 |

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

| | Ŧ | | | | | | 金 | 額 |
|---|-----|-------------|-----|---------------|----|----------|--------|-----------|
| 売 | | | 上 | | 高 | <u> </u> | | 2,605,010 |
| 売 | | 上 | | 原 | 価 | i | | 1,830,679 |
| 売 | | 上 | 総 | 利 | 益 | i | | 774,331 |
| 販 | 売 | 費及 | とび | — 般 | 管 | 理費 | | 689,838 |
| 営 | | 業 | ŧ | 利 | l | 益 | | 84,492 |
| 営 | | 業 | 外 | 収 | 益 | ī | | |
| | 受 | | 取 | | 利 | 息 | 705 | |
| | 業 | 矜 | 3 | 受 | 託 | 料 | 2,460 | |
| | 助 | 成 | ί | 金 | 収 | 入 | 59,278 | |
| | そ | | | \mathcal{O} | | 他 | 4,084 | 66,528 |
| 営 | | 業 | 外 | 費 | 用 | l | | |
| | 支 | | 払 | | 利 | 息 | 604 | |
| | 業 | 務 | 受 | 託 | 費 | 用 | 348 | |
| | そ | | | \mathcal{O} | | 他 | 13 | 965 |
| 経 | | 芹 | ģ. | 利 | J | 益 | | 150,055 |
| 税 | 金 | 等 調 | 整前 | 当 ! | 期純 | 利益 | | 150,055 |
| 法 | 人 | 税 、 | 住 民 | 税 及 | び事 | 業税 | 1,451 | 1,451 |
| 当 | | 期 | 紅 | ŧ | 利 | 益 | | 148,604 |
| 親 | 会 社 | 株 主 | に帰原 | 引する | 当期 | 純 利 益 | | 148,604 |

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

| | 科 | | 目 | | | 金 | 額 | | | 科 | | E |] | | 金 | (+I± · I | 額 |
|----|-----------|----------|-----|----------|---|---|-----------|---|-----|----------------|-----|------|----------|----|---|----------|-----|
| | 資 | | 産 | | (| の | 部 | | | 負 | | 債 | | | の | 部 | |
| 流 | 動 | 資 | į | 産 | | | 877,663 | 流 | | 動 | 負 | | 債 | | | 244, | 582 |
| 現 | 金 | 及 | Q, | 預 | 金 | | 556,522 | | 買 | | 1 | 卦 | | 金 | | 12, | 639 |
| 売 | | 掛 | | | 金 | | 285,366 | | 1 年 | F内返 | 済予ス | 定の長 | 期借 | 入金 | | | 801 |
| 仕 | | 掛 | | | 品 | | 7 | | 未 | | - | 4 | | 金 | | | 989 |
| 前 | - | 払 | 費 | | 用 | | 28,627 | | 未 | | 払 | 費 | Ì | 用 | | 108, | |
| | | | | | | | | | 未 | 払 | . # | 2 | 当 | 金 | | | 828 |
| 未 | J | 収 | 入 | | 金 | | 7,267 | | 未 | 払 | 法 | 人 | 税 | 等 | | | 139 |
| そ | | の | | | 他 | | 391 | | 未 | 払 | 消 | 費 | 税 | 等 | | | 915 |
| 貸 | 倒 | 引 | | 当 | 金 | | △520 | | 未 | 払 | 事 | 業 | 所 | 税 | | 3, | 186 |
| 固 | 定 | 資 | i | 産 | | | 198,902 | | 前 | | 受 | ЦZ | Į | 益 | | | 038 |
| 有 | 形匠 | 定 | 資 | 産 | | | 11,046 | | 預 | | V | J | | 金 | | | 557 |
| 建 | 物 | 及 び | 構 | 築 | 物 | | 7,115 | 固 | | 定 | 負 | | 債 | | | | 348 |
| _ | 具、 | 器具 | 乃 | び備 | 品 | | 3,930 | | 長 | 期 | | Ħ | 入 | 金 | | | 139 |
| | か、 形 B | | 資 | | | | 40,159 | | 資 | 産 | 除 | 去 | 債 | 務 | | | 209 |
| | | | | | | | | 負 | | 債 | | 合 | | 計 | | 324, | 930 |
| ソ | フ | \ | ウ | エ | ア | | 1,285 | | | 純 | | 資 | 産 | Ē | の | 部 | |
| の | | h | | | h | | 38,874 | 朴 | | 主 | | 資 | 本 | | | 745, | |
| 投資 | 〕そ(| の他 | の j | 資 産 | | | 147,696 | Ĭ | | | 本 | | 金 | | | | 000 |
| 投 | 資 | 有 | 価 | 証 | 券 | | 150 | Ĭ | | 本 | 剰 | 余 | 金 | | | 453, | |
| 関 | 係 | 会 | 社 | 株 | 式 | | 138,808 | | そ | の ft | | 本 | | 金 | | 453, | |
| 敷 | | | | | 金 | | 8,302 | Ŧ | | 益 | 剰 | 余 | 金 | | | 281, | |
| 長 | 期 | 前 | 払 | 費 | 用 | | 435 | | そ | の fl | | | 剰 余 | | | 281, | |
| | | 更生 | | 権 | 等 | | | | | ^操 越 | | 益 秉. | | | | 281, | |
| 破 | | | | | | | 43,397 | 新 | | 株 | 予 | | 約 | 権 | | | 986 |
| 貸 | 倒 | 引 | | 当 | 金 | | △43,397 | 純 | | 資 | 産 | | 合 | 計 | | 751, | |
| 資 | 産 | | 合 | | 計 | | 1,076,565 | 負 | 債 | 及 ひ | が純 | 資品 | 全合 | 計 | | 1,076, | 565 |

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から) 2023年3月31日まで)

| | | 科 | | | | | | | 金 | 額 |
|----------|-----|----|----|---|---|-----|-----|---|--------|-----------|
| - ₹ | ₹ | | | 上 | | | 高 | | | 1,953,071 |
| - ₹ | ₹ | | 上 | | 原 | | 価 | | | 1,339,596 |
| F | ŧ | 上 | | 総 | 7 | FIJ | 益 | | | 613,475 |
| 具 | 反 売 | 費 | 及 | び | _ | 般 | 管 理 | 費 | | 523,188 |
| É | 営 | | 業 | | | 利 | | 益 | | 90,287 |
| ž | Ė | 業 | | 外 | 1 | 又 | 益 | | | |
| | 受 | | | 取 | | 利 | J | 息 | 4 | |
| | 業 | | 務 | | 受 | | 託 | 料 | 2,460 | |
| | 助 | | 成 | | 金 | | 収 | 入 | 46,524 | |
| | そ | | | | の | | | 他 | 3,705 | 52,694 |
| ž | Ė | 業 | | 外 | 1 | 貴 | 用 | | | |
| | 支 | | | 払 | | 利 | J | 息 | 604 | |
| | 業 | | 務 | 受 | | 託 | 費 | 用 | 348 | |
| | そ | | | | の | | | 他 | 6 | 959 |
| 糸 | 圣 | | 常 | | | 利 | | 益 | | 142,022 |
| 和 | 兑 5 | 31 | 前 | 当 | 期 | 糸 | 电 利 | 益 | | 142,022 |
| ž | 去 人 | 税 | 、住 | 民 | 税 | 及で | び事業 | 税 | △3,046 | △3,046 |
| | ¥ | 其 | 阴 | 糸 | ŧ | | 利 | 益 | | 145,068 |

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社アイフリークモバイル 取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 藤田憲三 業務執行社員 公認会計士 藤田憲三指 定社員 公認会計士 渡 部 幸 太業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイフリークモバイルの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークモバイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ◆ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- ◆ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ◆ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ◆ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ◆ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社アイフリークモバイル 取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 藤田憲三 業務執行社員 公認会計士 渡部幸太 指定社員 公認会計士 渡部幸太 業務執行社員 公認会計士 渡部幸太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイフリークモバイルの2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)(こついて監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、 そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ◆ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- ◆ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ◆ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ◆ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ◆ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各 監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査 いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株 主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算 書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社アイフリーク モバイル 監査役会

 常勤社外監査役
 溝田 吉記
 印

 社外監査役
 神谷 善昌
 印

 社外監査役
 櫻井 光政
 印

_____ 以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識し、事業の継続的な成長に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々の当社の経営成績及び財務状況等に応じて、適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

当該方針を基本とし、業績の状況を踏まえ、第23期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 配当金額の種類
 金銭
- 2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金3円 総額53,518,923円
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月28日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役である上原 彩美、吉田 邦臣、五十嵐 雅人、鴇崎 俊也、田村 幸広は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

| 候補者番 号 | 氏名 (生年月日) | | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所 有 す る 当社株式の数 |
|--------|-------------------------------------|---|------------------------------|----------------|
| 1 | うえばら まや 点 上原 彩美 (1984年12月26日) | 2013年4月 2013年7月 2014年1月 2014年4月 2014年5月 | 代表取締役社長 | 275,507株 |

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所 有 す る 当社株式の数 |
|--------|------------------------|--|--|----------------|
| 2 | 苦田 新堂 (1976年11月12日) | 2000年4月 2005年3月 2010年8月 2010年8月 2013年7月 2013年7月 2014年2月 2015年5月 2017年4月 2017年6月 2017年10月 2018年4月 2019年4月 2019年4月 2020年1月 2020年1月 2023年5月 | 防衛庁航空自衛隊 入社 (現:(株)ヴァインターバンクシステム) 入社 (規:(株)ヴァスダックセキュリティ (現:(株)ヴァスダックセキュリティ (現:(株)ヴァスダックマステム) (現:(株)でアスダックでアステム) (現:(株)でアスダックでアステム) (現:(株)でアスダックでアステム) (現:(株)でアステム) (株)でアスダックでアステム) (税)が (現:(株)が (現:(大)が (れ:(大)が (れ:(大 | 15,000株 |

| 候補者番 号 | 氏名 (生年月日) | | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所 有 す る 当社株式の数 |
|--------|------------------------|--|---|----------------|
| 3 | 五十嵐 雅人 (1972年8月18日) | 2002年10月 2004年4月 2007年8月 2008年9月 2010年1月 2012年2月 2012年6月 2020年3月 | 亜細亜証券印刷(株) (現:株)プロネクサス) 入社 ナスダック・ジャパン(株) 入社 ディー・ブレイン証券(株) 入社 IPO証券(株) (現:アイネット証券(株)) 入社 同社 取締役 IPOキャピタルパートナーズ(株) 設立 代表取締役社長 ユナイテッドベンチャーズ(株) 入社 (株)バルクホールディングス 入社 同社 取締役 当社 入社 経営企画室長 兼 広報・IR室長(現任) 当社 取締役(現任) | 7,536株 |

| 候補者番号 | | 略歴、当社 (重要 | 所 有 す る 当社株式の数 | |
|-------|-----------------------|---|--|---------|
| 4 | 第6 後也 (1959年3月20日) | 2003年6月月2005年4月月2005年8月2005年12月2005年12月2005年12月2006年6月2007年6月月2007年6月月2008年1月2009年6月月2012年1月2016年3月201 | イクロシステムズ 監査役 タイル (現:㈱ビースタイルメデ 査役) 取締役 大一ルディングス 監査役 大一ルが 取締役 (現任) 医査役 大一ルが (現任) 取締役 (現任) アフラッグ (現:インパクトホーグス (現) 社外取締役 (のち監査 だ) アクノロジー(株) と デバイス・テクノロジー(株) と (現) と | 23,063株 |

| 候補者 | 氏 名 | | 略歴、当社における地位、担当 | 所有する |
|-----|-----------------------------------|---|--|---------|
| 番号 | (生年月日) | | (重要な兼職の状況) | 当社株式の数 |
| 5 | たむら ゆきひろ 田村 幸広 (1982年2月28日) | 2003年 9 月 2006年 3 月 2007年 6 月 2011年10月 2012年 6 月 2013年 2 月 2013年12月 2014年 2 月 2014年10月 2015年 5 月 2017年 1 月 2020年 8 月 | 伊藤建設(株) エネスタ高輪 入社 三和興産(株) 花のれん赤坂見附店 入社 (有)中建工業 入社 (株)ヴァスダックジャパン(現:(株)ヴァスダックインターバンクシステム) 入社 (株)ヴァスダックロボティクス(現:(株)モスペン研究所) 入社 同社 代表取締役 (現任) アンドロボティクス(株) 入社 同社 代表取締役 (現任) アンドロボコアテクノロジー(株) 代表取締役 アンドロボカーネル(株)(現:(株)カーネルジャパン) 代表取締役 アンドロボカーネル(株)(現:(株)カーネルジャパン) 代表取締役 Androbotics Clark Inc. 代表取締役 (株)V ANDROBO 代表取締役 (株)ロボットセキュリティポリス 代表取締役 (現:取締役) アンドロボディオーナ(株) 代表取締役 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)モスペン研究所 代表取締役 アンドロボティクス(株) 代表取締役 アンドロボティクス(株) 代表取締役 | 20,000株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者 鴇崎 俊也氏及び田村 幸広氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 鴇崎 俊也氏及び田村 幸広氏を社外取締役候補者とした理由は、両氏は、取締役 として活躍されてきたご経験を持ち、会社経営での目線で、当社の経営全般に関し て独立した立場から的確な助言、厳しいご指摘をいただけるものと期待し、社外取 締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断したためであります。
 - (2) 就任からの年数 鴇崎 俊也氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、 本総会終結の時をもって9年となります。 田村 幸広氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、 本総会終結の時をもって1年となります。
 - (3) 社外取締役の責任限定契約 当社は鴇崎 俊也氏及び田村 幸広氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定です。
 - 4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負う事または当

該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

5. 当社は、鴇崎 俊也氏及び田村 幸広氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都新宿区西新宿七丁目2番4号

新宿喜楓ビル 5階 AP西新宿 ROOM C

TEL 03-5348-6109



<交通手段>

JR・小田急・京王・都営新宿線「新宿」駅より徒歩6分都営大江戸線「新宿西□」駅D5出入□より徒歩1分西武新宿線「西武新宿」駅より徒歩5分